

許可申請書（都市計画法53条）の申請について

【都市計画法第53条】

（建築の許可） 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、許可を受けなければならない。

【秩父市の許可基準】

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるもの。

- （1） 階数が3以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- （2） 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

申請にあたっては、秩父市役所都市計画課、建築住宅課の指導により下記事項に留意し、都市計画課に申請書を提出してください。

◎許可申請書類等

許可申請書（様式1）

正・副を各1部

申請年月日は、**申請書の提出の日**としてください。

◎添付書類

正・副の許可申請書に各1部ずつ下記の書類を添付してください。

1 委任状

申請者以外の者が扱う場合は、**委任状**を添付してください。

※正には「原本」を添付し、副はコピーで可

2 位置図

3 公図の写し

4 配置図

・実測による敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

・隣接する道路の幅員を記載したもの

5 平面図

各階の間取りを記載したもの

6 立面図

7 断面図

二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもので基礎形状のわかるもの

※ 配置図、平面図、立面図、断面図には図面作成者（設計士等）の**記名、押印**をしてください。